

業務情報

J R 東労働組合【業務部】

発行 2019年 10月 3日 №.28

申13号 提出！

賃金制度等の改正(追加)に関する解明申し入れ

変革 2027 を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に伴う賃金制度等の改正については、5月14日に提案を受け、これまで4回にわたる申し入れを行い議論してきましたが、未だに認識の一致を図ることができていません。

そのような中において、9月25日に突如として「賃金制度等の改正について（追加）」が提案されました。今回、追加に至った経緯として、会社は「様々な意見・要望を受け止め、新たなジョブローテーションの目的・趣旨を更に深度化させるために、キャリア加算の適用範囲を拡大することとした」との見解を示しています。

私たちは、これまで組合員をはじめ現場から寄せられた声や要求に対して申し入れを行い議論していますが、会社は一貫して「2つ以上の区分（職名）を経験した場合、又は、あくまでも担務ではなく区分を変更した場合にのみキャリア加算を実施する」と主張していたことを鑑みれば、これまでの会社回答と追加提案の内容との整合性を図る必要性があると言えます。

そのため、本日、申13号として追加提案に関する解明申し入れを提出しました。

1. 今回、追加提案に至った理由について具体的に明らかにすること。
2. 追加提案の内容として、新たな基礎的資格を次へのステップへの起点と評価し、キャリア加算の対象とした理由について明らかにすること。
3. キャリア加算の対象をメンテナンス系統に限定した基礎的な資格等の判断基準について明らかにすること。
4. 採用前及び採用後2年末満の基礎的資格を有した場合のキャリア加算の適用を入社2年後とした理由について明らかにすること。

ひがし労の旗の下で、要求実現に向けて共に闘おう！

～今までの会社見解と今回の資格取得の整合性を解明しよう！～